

令和 6 年度宮城県内部統制評価報告書

宮城県知事村井嘉浩は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮城県知事村井嘉浩は、宮城県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「宮城県内部統制基本方針」（平成 26 年 6 月 2 日制定、令和 7 年 4 月 1 日改定）を策定し、当該基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

宮城県においては、令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、「宮城県内部統制評価要領」で定める手続により、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

「全庁的な内部統制の評価」は様式 1、「内部統制の業務レベル評価」は様式 2 のとおりで、評価対象期間中に内部統制の重大な不備を把握したため、宮城県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において、一部有効に機能していないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

評価対象期間中に把握した内部統制の重大な不備は次のとおりです。

- ・不動産取得税の課税漏れ（2 件）
- ・国交付金活用事業の実績報告誤り
- ・県営住宅の家賃の過大徴収
- ・部活動費会計の不適正な取扱い

これらの内部統制の重大な不備については様式 3 のとおり、不備の原因を分析した上で、是正に向けた取組を行っています。

令和 7 年 7 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩